

差異と平等

—— 違いを認めあって共生するなんて、本当にできるのか？ ——

井 上 達 夫

【本稿成立事情注記】

- ・ 本稿は、2024 年 6 月 14 日に開催された名城大学法学会講演会における講演「差異と平等——違いを認めあって共生するなんて、本当にできるのか？」を文章化したものである。
- ・ 文章化に際し、公開に適さない個人情報の削除や文言の整調、加筆・修正などを実施している。したがって、当日の講演会と全く同じものとはなっていない。
- ・ 本講演は本稿末尾に付録として掲載している講演レジュメが示すように、総論である第Ⅰ部「平等論（反差別論）における＜反差異化論＞と＜反同化論＞の錯綜」と各論である第Ⅱ部「性的指向・性自認（SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity）における差異と平等」からなる二部構成で行われる予定であった。しかし、当日の時間配分の関係上、各論部分（Ⅱ）は冒頭部分にしか触れられなかったので、本稿では割愛する。
- ・ 補足が必要と思われる箇所については脚注を付している。
- ・ 文章化にあたり、名城大学法学部の見崎史拓准教授に文章整序・校閲作業で、事務職員の方々には文字起こし作業で協力していただいた。ここに記して感謝申し上げる。

はじめに

ご紹介にあずかりました、井上達夫です。本日は、「差異と平等」というテーマに基づいて講演致します。どうぞよろしくお願い致します。

この「差異と平等」というテーマですが、実は私が選んだものではありません。貴学（名城大学）の松田恵美子先生、及び見崎史拓先生から振っていただいたお題なのですね。これはとても大きいテーマです。本当は1コマではできません。2単位の講義として13コマか14コマ、あるいは場合によっては4単位の講義すら必要となるぐらいの大テーマです。それを1コマでやるというのは、実は無茶振りなのですね。

この問題はきわめて重要であると同時に難しさを孕んでいます。正しい道を進んでいるつもりが、一步間違えるだけで変なところに陥ってしまう罠が潜んでいる。そこを分かっていたくためには、まず、「差異と平等」と一口で言うと簡単なようだが、それが孕む問題領域は複雑で多様だということを理解してもらう必要があります。もう少し分かりやすく言うと、「平等を求める」ということは、裏を返せば「差別に反対」ということですよね。しかし、一口に「差別」と言っても、差別の問題が起こる領域というものは様々にあるわけです。女性差別や人種差別をはじめ、差別はそれぞれの領域ごとに複雑な様相を呈しています。

さて、「差異と平等」という少し研究者っぽいお題をいただいたのですが、これだけだと一般の学生諸君、及び一般市民の方には分かりにくいように感じましたので、次のような副題をつけました。「違いを認め合って共生するなんて、本当にできるのか？」というものです。共に生きる、とよく言いますよね。要するに、違う人たちがお互い自由かつ対等に一緒に暮らしましょう、というわけです。

私自身、リベラリズムをこのような共生理念と結合させて展開してきましたし、多くの人々が理念としてはこれを受け入れるでしょう。しかし、現実問題として、そのような共生は本当に可能なのだろうか。こういう疑問が当然浮かぶと思います。「言うは易く行ふは難し」とよく言われますが、

「共生」を現実に実践するのは難しいのです。イスラエルのガザを見てください。パレスチナ人とイスラエル国民の殺し合いが起きています。ウクライナとロシアの間でも戦争が続いていますね。他にも同性愛者に対する差別とそれに対する戦い、トランスジェンダーについての論争等々、枚挙に暇がありません。

しかし、今日私が言いたいのは、この「差異と平等」という問題は、何をすべきかについての正しい答えや思想は明らかなのに実践するのは難しいということではありません。実は、理念の実現方法以前に、「差異と平等」をめぐる理念が何であり、規範的に要請されるものが何なのか、それ自体が哲学的・思想的に立場が鋭く対立するきわめて難しい問題です。「言うは易く行うは難し」というよりむしろ、「言うは難し」なのです。

「多様な人々が違いを認め合って、自由かつ対等に共生する」というのは、当然のこのように聞こえますが、ちょっと考えると難しい問題が浮上します。そもそも、「違いを認めあう」ということは一体どういう意味なのでしょう。その意味を明確にしようとしだすと、実はいろいろな異なった立場が、同じく反差別と言っている人たちの間でも対立してしまうのです。ここには非常に難しい問題がありますが、その難しさは、実践的な難しさも当然ありますが、いま述べたような哲学的な難しさが根底にあるわけ。今日の講演では、その哲学的困難性を皆さんに理解していただくということを、第一の目標としています。

「差異と平等」という問題について、私がいま正しいと考える立場をこの講演で一応示しますが、皆さんが別にそれを受け入れる必要は全くありません。ただ、私が提起する問題は真剣に受け止めて欲しい、ということなのです。

ところで、私はあまり細かいレジュメは普段の講義では作らないようにしています。聴き手が自発的、主体的な思考力を働かせることの妨害になりますので。

ですが、今日扱う「差異と平等」はものすごく複雑なテーマであり、この1回の講演では済まず、全部をカバーできるかどうか分かりませんので、

レジメはかなり詳細に書くことにしました。今日はこのレジメに補足を入れつつ、話していきたいと思っています。

さて、それでは本題に入っていきます。レジメは次のような構成になっています。最初にローマ数字のⅠとありますが、この部分が総論です。4 ページ目に行くとローマ数字のⅡが出てきますが、ここでは性的志向や性自認、いわゆる SOGI——これは、Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字をとった略語です——に関連する問題を論題に挙げています。一般的に言う各論ですね。

SOGI についてですが、特に 2000 年代に入ってから、欧米を中心に性的マイノリティの権利主張が強化されています。それは日本にも影響を与えており、単に研究者たちの言説だけではなく、立法、司法での大きな動きに繋がっています。こうした問題や動向についても触れるつもりでレジメにⅡを掲げているのですが、これは時間の関係で十分触れられないかもしれません。

差異と平等というテーマに関して、法哲学的に最も根本的な問題は、総論であるⅠで論じますので、これについて聴衆の皆さんのご理解を少しでも深めることができれば、私の講演の目的は果たされたことになります。なお、総論とは言っても、論点を例解するために具体的な問題についても言及していくつもりです。

それでは、さっそく総論に入っていきます。総論的に考えたとき、差異と平等の問題に関して、二つの大きな考え方の対立が見えてきます。ちょっと難しい言葉遣いになってしまいますが、「反差異化論」と「反同化論」の対立です。「差別に反対」と言っても、一体何に反対するのか？ これら二つの考え方は、この問いについて、対立する答えを出しています。

1 反差異化論

(1) 基本思想

反差異化論を先にとりあげますが、この立場の検討に入る前に、まず

は、導入的あるいは確認的に、反差異化論が言うところの「差異化」の意味について説明します。「差異化」という言葉だけ聞いて、意味の分かる方、手を挙げてください。——やっぱり分からないですよ。元々の原語は differentiation でして、哲学思想の世界では「差異化」と訳されてきました。異ならしめること、あるいは異なりを認めることを指します。

まず重要な点は、差異と差別は違うものだ、ということです。「差別」は discrimination の訳語です。ポストモダンが華やかなりし頃（1980~90年代）、「差異」という概念は人々の間によく広がったのですが、最近では、「差異」という言葉を何も漢字を見せないで言うと、rhinoceros、つまり同音の語である動物の「犀」と思って、きょんとする方がほとんどです。それはなぜかと言うと、その一因は、経営学者・経営者たちのマーケティング論に求められるかと思います。彼らは、differentiation という語を、他の似たようなライバル業者の商品とかサービスとちょっと違いを付けること、と解して「差別化」と訳してしまったのです。この訳が差異化の代わりに広まってしまった、というわけです。

しかし、やはり differentiation は「差異化」と訳すべきなのです。差別ではないのですから。差別というと、規範的にいけないことであるという意味合いが含まれてきますけど、差異には元々そんな意味はないわけです。差異や差異化という言葉は、80年代や90年代に日本では普通に流通していて、若い学生の人たちも皆知っていました。ここに居る皆さんは、ぜひ覚えて帰ってくださいね。differentiation を「差別化」と訳す語法は既に慣用化してしまい、私も妥協して、それに従うことも皆無ではありませんが、「差別化」とは「差異化」のことで「差別」の是認を意味しないことを頭に入れておいて下さい。

それでは差異と差別は全く無関係なのかというと、実はそう簡単に断じることのできない点に難しい問題があるのです。その難しさを説明するにあたって、まずは、反差異化論とは何であるのか、簡単に確認しましょう。分かりやすく言うと、レジюме 1 ページの冒頭に挙げた標語にまとめられるでしょう。すなわち、「私たちはあなたたちと同じ人間なのに、私た

ちを異質だとして差別するのは止めてください」という考え方を指します。

この反差異化論の基本思想を理解するには、それと対抗する反同化論の基本思想にも簡単に触れて、両者を対比する必要があります。反同化論の言う「同化」は *assimilation* の訳ですが、同質化、融合、吸収という意味合いがあります。いずれにせよ、レジュメ 2 ページ目の冒頭に掲げた標語が、反同化論の基本的な考え方です。すなわち、「あなたたちの生き方をそれがまるで人間性であるかのように、人間性の名で押し付けて、あなたたちと異なる私たちの生き方を否定するのは止めてください」というわけです。

反差異化論と反同化論の対立を論じるにあたって、性愛と結婚の問題を具体例に取り上げましょう。「ストレート (Straight) = 正常者」を自称する人たちには、LGBTQ の人たちに対し、「異性愛と一夫一婦制の家族こそ人間の当たり前なのに、あなたたちは人道から外れた野獣のようなことをやっている」とを批判する者がいます。反差異化論も反同化論も、そうした自称ストレートたちの批判に対して No を突き付けます。ただし、反差異化論と反同化論では批判の仕方が違うのです。例えば同性愛者の権利擁護者で、反差異化論の立場に立つ者は、主流派集団に対し、「同性愛者も異性愛者と人間としては同じだ。同性愛者も異性愛者と同様、二人の配偶者が結婚し、子を養育して家族の絆を大切にできるから差別するな」と主張します。本当は同じなのに、異質とみなされること自体が差別を生み出すのだ、というわけです。

しかし、このような同性愛権利論者の中には、一夫多妻制・一妻多夫制・集団婚・脱婚姻的家族など、婚姻と性愛につき「正常性」からもっとラディカルに離反しているとみなされる結合形式を「ストレート」と同じく非難する者もいます。このもっとラディカルな立場は、反同化論の観点から、「二人の成人の性愛関係を基礎に築かれる単婚制的家族という特異な結合形式を人間の本質とみなし、それと異なる結合形式を追求する人々にこの捏造された人間の本質を押し付けるのをやめよ」と主張します。この反同化論の観点からは、反差異化論的な同性愛権利論者は、ストレートと同じ差別

主義者とみなされます。

ここで「主流派集団」という皆さんが聞き慣れないだろう言葉を使いましたので、解説を入れさせてください。これは差別する側のことを指し、多くの場合はマジョリティ（多数派）を意味します。一般化している「マジョリティ」という語ではなく、あえて「主流派集団」という語を用いたのは、差別する側が実際にマジョリティであるとは限らないからです。たとえば、性差別の場合は、女性と男性がほぼ同じ数でしょう？ フェミニストにとっては、社会の言説空間を誰が支配しているかが問題であって、この観点からすれば、差別する側である主流派集団は多くの場合男性であり、差別・抑圧されるのは女性だ、というわけですね。そこからまた、被差別集団の視点を社会的言説空間の標準装置に組み込むことを「社会主流化（mainstreaming）」と呼んだりします。このように、被差別集団がマイノリティ（少数派）かということ、必ずしもそうとは言えないときがあります。場合によっては、少数派がいばりくさって主流派集団のこともあるんですね。

（2）他者蔑視的本質主義

それでは話を戻しましょう。以下、まずは反差異化論について話を進めていきます。

この反差異化論の人たちが批判している主流派集団の態度というのは何なののでしょうか？ それを一言で言うのはちょっと難しいのですが、この講演では「他者蔑視的本質主義（other-degrading essentialism）」と呼ぶことにします。差別には必ず本質主義が関わってくるのですが、様々な差別ごとにそのあり方がまた大きく違うのです。他者蔑視的本質主義とは、レジュメにも書いてあるとおり、主流派集団が被差別集団の一定の「偶有性（contingent features）」——偶有性とは何かについては後で説明します——を、主流派集団に対する被差別集団の解消不可能な劣弱性を示す「負の本質（the negative essence）」とみなし、それによって被差別集団に対する差別的な取り扱いを合理的なものとして正当化する、という思想や考

え方を指します。

「あぁもう難しい」と皆さん思ってしまったかもしれませんが、順に解説を加えていきますね。「偶有性」というのは何か？ これは、「本質」との対比で使われる哲学用語です。ある主体にとってある属性が contingent（偶然的）であるということ、つまりその属性があろうが、なかろうが、その主体がその主体であることに変わりがない、ということを意味します。ここで言う「主体」は個人だけでなく集団も含みます。

それに対して「本質」というのは何かというと、その属性がなくなれば、その主体がその主体でなくなってしまう、そういうものを essence（本質）といいます。本質と偶有性是对立する概念で、essence ではないもの、つまりあろうがなかろうが、その主体がその主体であることに変わりがない、そういうものが偶有性となるわけですね。

さて、ある一定の主流派集団から被差別集団を見たとき、その「劣弱性」とされる属性は様々な形で現れます。すなわち、被差別集団の中にも劣弱性が明確に現れるメンバーと、そうでないメンバーがいます。また同じ人でも劣弱性を持っていたり、持っていなかったり、つまり持つときと持たないときとがあります。それにも関わらず、それがあたかも被差別集団全体の「本質」である、つまり被差別集団に属する人はすべて必然的にその劣弱性と不可分である、という風に主流派集団は考えてしまうわけです。そうした本質のことを私は「負の本質」と言います。

反差異化論は、主流派集団がそうした負の本質を被差別集団に押し付けて、「だから君たちは我々とは対等な処遇には値しない」とか、「二級市民的な扱いに甘じなさい」とか言うことに対して、「その負の本質なるものは全くのでっちあげであり、我々は君たちと異ならないから差別を止めよ」と反論する。反差異化論とは、主流派集団に対して被差別集団を対等の同じ人間として社会参加させるよう要求し、それによって社会の平等な統合を促進する、いわば「平等な統合主義」なのです。

(3) 人種主義

このように抽象的に論じると分かりにくいかもしれないので、反人種主義を例にして敷衍します。なお人種差別に関わる用語について一言前置します。「白人」と対比された「黒人」という言葉自体を差別用語だとして排除し、「アフリカ系アメリカ人」などという言葉で置換する傾向も一部にはありますが、すべての「黒人」がアフリカ系であるわけではなく、またこの言葉は差別意識を理解するために不可欠な含意があるので、本稿では使用することにします。米国でも negro は差別用語として排除されていますが、blacks という言葉は依然使用されています。

さて、人種主義というのは、肌の色や人種を負の本質であるとして被差別集団に押し付けるものです。差別する側の人種主義者たち、典型的には「白人」ですが、彼らの多くは、自分たちが「白人」という特別な人種だとは思えない。むしろ、自分たちこそが端的に「人間」なんです。白人はいわばカラーニュートラルであって、人間性一般のようなものを代表する、というわけです。裏を返すと、白人ではなく「肌に色が付いている (colored)」、つまり黒人であることとかが、負の意味で、特別だ、ということになる。

より分かりやすいように、さらに具体的な話をします。次のような黒人の子供や若者たちを想像してください。彼らはゲットーで育っており、教育環境が悪く、勉強して社会的階層が上昇できるという期待感がそもそもないために親も教育に無関心、周りは非行グループばかりで、いい成績をとろうと勉強する者はかえってバカにされ、喧嘩が強い者が尊敬されるという状況です。そして、その中の誰かが犯罪に加担してしまったのですが、初犯であったために短い刑期で、あるいは仮保釈で出られた、とします。しかし後日、その黒人の子は再犯してしまう。このとき、主流派集団である白人社会は何と言うのでしょうか？「やっぱり黒人だから、どうしようもないよね」と言うのではないのでしょうか？

さてここで、白人の貧しい家庭で生まれた子が同じことを仮にしたら、どうでしょう？ その子に対しては、「家庭環境が悪かったんだろうね」と

いうように、白人であるという本質とは関係ない形で、つまり、より一般的な、社会環境的な要因で説明されるように思われます。これに対して、黒人が同じことをやると、そうした社会環境的な要因からではなく、まるで黒人であるという本質からその行動が出てくる、というように言われますよね？これが「負の本質」ということです。

逆方向からの例も挙げておきましょう。白人と同じように頑張って勉強し、医師になった黒人がいて、「黒人なのに立派だね」と褒められているとします。実はこれも差別なんですね。というのも、これは褒められているようだけれども、白人がやっても別に特筆に値しないことを黒人がやったら特筆に値するかのよう、つまり、まるで例外的現象であるかのように言われてしまっているからです。

こうした人種主義の問題を考える基点になる有名なアメリカの最高裁の判例があります。1954年のブラウン対教育委員会判決（以下「ブラウン判決」）ですが——ちなみに私は同じ年生まれです——この裁判は非常に画期的なものでした。

それがいかに画期的であるかを理解するためにも、ブラウン判決以前に支配的だった1896年のプレッシー対ファーガソン判決（以下「プレッシー判決」）に代表される考え方を見ておきます。合衆国最高裁は当時、セグリゲーション（segregation、人種分離政策）を積極的に是認していたのです。バスでも黒人席と白人席に分けるとか、市営プールでも黒人用のプールと白人用のプールで分ける、学校も人種で分けるといったように、セグリゲーションが徹底的に行われていたのです。

それに対し、こうしたセグリゲーションは、平等保護条項と呼ばれる、合衆国憲法の修正14条に違反するのではないかと批判もあったのですが、プレッシー判決等は次のように考えていました。セグリゲートする、分離すること自体は許される。物理的条件、白人の学校と黒人の学校、市営プールなら、白人用プールと黒人用プールで物理的条件が同じだったら、これは平等保護に反しない。これが「分離すれど平等（Separate but equal）」の法理です。

この建前と現実の間にはもちろん、齟齬があります。黒人用施設の方が、白人用施設よりも一般的に劣悪だからです。ただ、理屈として見たとき、セグリゲーション自体は平等保護に反しない、というのです。

しかし、ブラウン判決でこれが覆されました。ブラウン判決は次のように判示します。すなわち、セグリゲートすること自体が、被差別集団に負の刻印を押し付け、劣等意識をずっと持たせて、それが差別、社会的差別を維持させるのだ、と。

このブラウン判決のときに、弁護団は、単に抽象的な法律論だけではなく、発達心理学をはじめ、社会科学の知見を総動員しました。

有名なのが、マミー・クラークとケネス・クラークという心理学者によって多くの黒人の子供たちを対象に行われたドール・テストです。白人の人形と黒人の人形を黒人の子供たちに見せて、「良い人形はどれ?」「きれいな人形はどれ?」「悪い人形はどれ?」と質問します。すると黒人の子供たちの多くは、白人の人形を「良い人形」、「きれいな人形」に選び、黒人の人形を「悪い人形」に選びます。その後が残酷なのです。「それであなたはどちらに似ていますか?」と質問される。そう聞かれた黒人の子の中には苦しさのあまり、泣き出したり、実験室から逃げ出したりした子供たちもいました。さらにケネス・クラークは、あきらめた表情で「悪い黒人の人形」が自分に似ていると答えた子供たちがいたことを、人種差別の受容が黒人の子供たちの間で内面化されていることを示すより衝撃的な事実として伝えています。

以上のような社会科学研究も踏まえた論証は、かなり説得的なものとして司法にも受け入れられ、セグリゲーション自体が被差別者の劣等感を強化すると同時に差別を固定化する要因として問題視されるようになります。こうして平等な統合主義たる反差異化論が、人種差別批判の中心的立場になってゆきます。

(4) フェミニズム

差異化に差別の真因を見る問題意識は、フェミニズムにも見られます。

フェミニズムも基本的には反差異化論です。フェミニズムは、性差別の正当化として使われているいわゆる「性差」の概念を問題視し、「性差」の本質化を批判します。

先ほどの黒人／白人の例と同じように、ある人が、悪行とか非行とか失敗をしたとしましょう。白人がやった場合には社会的影響や後天的環境といったもので説明をされるのに対し、黒人がやった場合には黒人だからだ、と言われるのでしたね。同じことが、女性に対しても行われていたのです。つまり、女性が何か失敗すれば、やっぱり女だからな、と言われてしまうわけです。それに対し、男性が失敗したら、男だからとは言われず、他の要因で説明をされるわけですね。このように、人種差別と女性差別、ここにはある種のパラレリズム（Parallelism、平行性）があるのです。

もちろん、両者に違いもあります。歴史的な話をしましょう。フェミニズムには、大きく分けて2段階あります。フェミニズムの運動は、既に19世紀ぐらいから活発だったのですが、これは「第一波フェミニズム」と言われています。それから、戦後1960年代以降から80年代にかけて台頭したのが「第二波フェミニズム」です。この二つの間には大きな視点の転換があります。

まずは第一波フェミニズムについてです。フランス革命やアメリカ独立運動において、人間一般の権利として人権が認められました。ところが、実際にはそこから女性は排除されていて、アメリカでもフランスでも女性に参政権なんか認められていませんでした。人権というのは英語で rights of man です。現在でこそ human rights と言っていますが、もともと rights of man と言います。フランス語だと droits de l'homme。英語の man もフランス語の homme も、男という意味なのですが、それが人間一般を意味する言葉としても使われている。第一波フェミニズムの人々は、人権はすべての人間の権利だと言われながら、結局のところ実態は男性の権利にすぎないではないか、なぜ女には参政権がないのだ、と批判したわけです。アメリカには「両性の平等」を定めた明文の規定はない、と言われていますが、合衆国憲法の修正14条(1868年成立)に規定されている「法

の平等保護（equal protection of law）」が、性差別や人種差別全部に適用できますし、実際にいまでは適用されています。だから本当は当初から女性差別に対して適用されるべきだったのですが、実態としては適用されていませんでした。

なお、人種差別を禁じる規定も、本当は黒人の参政権を認める修正 13 条（1865 年成立）として存在していたにも関わらず、実際に認められたのは 1960 年代になってからです。南北戦争が 1865 年に終了した後、すぐに、修正 13 条や修正 14 条など人種差別を禁じる人権規定が連邦憲法に加えられたにもかかわらず、選挙事務は州政府の管轄ですから、選挙人名簿を作る際に、人頭税を払っていないなど、様々な口実を付けて、黒人の選挙人登録が妨げられてきたわけです。このような差別が撤廃されたのは 1960 年代半ばの公民権運動の結果であり、なんと南北戦争終結から一世紀も経った後のことです。

これと同じような差別が、女性に対しても長くアメリカでは行われてきました。選挙権・参政権上の性差別を明文で禁止する条文が合衆国憲法にできたのは、1920 年ですよ（修正 19 条）。このように随分遅れたわけです。

すべての人間の権利を語る人権思想にリベラリズムもコミットしてきましたが、女性が差別排除される社会的実態が長く放置されてきた。思想と現実とのこの乖離をめぐるリベラリズムへの批判の仕方が、第一波フェミニズムと第二波フェミニズムでは大きく異なります。第一波フェミニズムから言えば、リベラリズムという思想が、人間一般の権利を強調してきたことは正しいが、その唱道者たちがほとんど男だったから、思想に反する現実が黙認されてきた。要するに言行不一致だから問題だったと批判したわけです。

第二波フェミニズムは、リベラリズムに対し、もっとラディカルな批判をします。つまり、リベラリズムの「言」は正しいけれど、「行い」が間違っているという話ではなくて、リベラリズムの「言」自体の中に欺瞞がある、と指弾します。その「言」自体が性差別を再生産しているのだ、と。第二波フェミニズムがここで槍玉に挙げるのが、リベラリズムに帰された「公

私二元論」です。

第二波フェミニズムが「リベラリズムの罪責」として批判する公私二元論とは、次のような主張です。すなわち、公権力の規制に服する「公共的な領域」と諸個人の私事たる「私的領域」は峻別されるべきであり、私的領域に対しては、公権力の介入は許されない。

この公私二元論を、第二波フェミニズムは次のように批判します。まず、劣った性としての女性という存在、そして女性的属性とされているものは、自然的な性質とか、生まれによって決まったものではなくて、社会的に構築されたものだ、というのが第二波フェミニズムの基本主張です。シモーヌ・ド・ボーヴォワールという哲学者、実存主義者サルトルのパートナーでしたが、第二波フェミニズムの元祖の一人としても有名です。彼女の著書『第二の性 (Le Deuxième Sexe)』の中で、「人は女に生まれるのではない、女になるのだ」と述べています。後天的な環境の中で、「女性らしい女性」というものが作られていく、ということです。よりはっきり言うと、女にされてしまう、というわけです。そして実はこれは男も同じです。女も男も「女らしさ (femininity)」・「男らしさ (masculinity)」のステレオタイプに従って作り上げられている。それが性別分業観——男は社会に出て、競争の戦場で戦士として働いて稼いでくるとか、女は家事育児、ケア労働の負担をせねばならないとか——と結合する形で社会的に再生産されている、というのですね。

そして第二波フェミニズムによれば、その性別ステレオタイプが再生産される一番の場が家庭です。いまはかなり変わりましたが、昔は、小さいときから男の子は「一生懸命勉強して、出世しろ、いい大学に入って、いい企業に就職しろ」と言われ、女の子であれば、「あんた勉強なんかする暇があったら家事の手伝いしなさい」とか言われたわけです。

いまは変わったと言いましたが、形を変えて残っている面もあります。これは後で「代理変数 (proxy)」を扱うところで論じますけれど、確かに女性が大学に行って、一流企業に入ることは少なくなってきました。しかし、結婚して子供が生まれたら、旦那じゃなくて女性が一旦は育児休

暇を取る、ということになりがちじゃありませんか？ 最近は男でもちゃんと育児休暇取れるようになったにもかかわらず、実際の取得率では性別格差がある。休暇中以外の出勤日でも、共稼ぎ夫婦であっても、ケア労働の負担は結局圧倒的に女性の方が大きい、といったことがいまだに続いています。

このようなケア労働負担格差は女性の社会進出を阻む大きな要因になっている。第二波フェミニズムによれば、リベラリズムは、性別分業のような問題は私事であり、個人的なことだから公権力が介入してはいけない、と主張して、これらの問題を政治的な課題、公共的な問題として取り上げること自体を阻んできたのだとされます。したがって、女性差別の淵源たる性別ステレオタイプや性別分業観の再生産に、実はリベラリズムの思想自体が加担してきたのだ、というわけです。

しかし、この批判は実は大間違いなのです。私もリベラルで、男のリベラルでも悪い奴ばかりではないですよ、ということもあるのですが、それよりむしろ、第二波フェミニズムが槍玉に挙げている古典的リベラリズムの代表格であるジョン・スチュアート・ミルが、第二派フェミニズムの「公私二元論」批判を先取りして、同じ視点から女性差別を克服する議論を展開していることを指摘したい。

そうしたミルの主張が展開されているのが、*The Subjection of Women* と題された彼の著作です。岩波文庫の訳書では『女性の解放』というタイトルになっていますが、原題通り「女性の隷属」と訳した方が、ミルのアクチュアルな問題意識がより鮮明に伝わると思います。この本でミルは、19世紀のビクトリア朝時代のイギリスにおいて、既婚女性が法律によって、財産処分能力を剥奪されるばかりか、夫の家庭内暴力に対してもそれを理由には離婚請求できない、といった様々な抑圧の実態を具体的に明らかにしています。そうした当時のイギリスにおける女性の立場が、古代の女奴隷よりもひどい、とミルは鋭く批判しました。加えて、法律制度を変えるのは重要だけど、それだけでは変わらず社会的な差別が残ってしまうので、世論の力、いまのフェミニズムが言うところの「意識向上」が同時

に必要な、ということを指摘したのもミルなのです。

ですから、私は伝統的なリベラリズムを欺瞞的だとする第二波フェミニズムの批判は間違っていると思っているのですが、この点に関する私の反論とリベラリズムの公共性概念の再編・再擁護に立ち入ると、話が長くなってしまうので、詳細は拙著『普遍の再生——リベラリズムの現代世界論』（岩波現代文庫版、2019年）の第6章「リベラリズムとフェミニズム——公私二元論批判をめぐる」をご参照ください。

(5) 脱障害論

さてここまで、人種差別と性差別の問題に触れてきました。差別論において、もう一つ重要な問題領域があります。すなわち、障害者差別です。ここにおいてもやはり、反差異化論と反同化論それぞれの議論があります。ここではまず、反差異化論の考え方を説明します。

障害者差別における反差異化論は、次のような批判を展開します。すなわち、障害者の概念自体が障害者を健常者より本質的に劣悪な存在とみなす偏見を生み出しているのだ。それが障害者差別を障害者保護の名で合理化しているのである、というわけです。

こうした批判を「反障害論」と呼ぶ人もいます。しかし、反障害論と言うと、障害者差別をむしろ擁護するように見えてしまうので、「脱障害論」と呼ぶことにしましょう。

この考え方も人によって様々だけれども、私見では、一番重要なのは次の点です。すなわち、障害というのは自然的属性ではなく、むしろ社会的な活動のルールと環境空間がいわゆる健常者に有利なように設計されていることの帰結だ、ということです。ですから、先ほどの第二波フェミニズムの論理と同じで、障害は社会的に構築されたものなのだ、となるわけです。

たとえば、ある場所において、障害者は動きにくいですが、健常者なら簡単に動けるとします。そうになっているのはなぜかということ、健常者にとっては苦にならないバリアがいっぱいあるからです。バリアフリーというのは、

この考えに基づくも空間設計ですね。車椅子に乗っているときに特段不利となってしまうとすれば、それは車椅子を使わなければいけない障害者の自然的属性における劣弱性ではなくて、車椅子の利用を阻むような環境空間を設計していることに起因するのであって、そちらを正さなければならぬのだ、という考え方です。

そうした考え方の政策的帰結が、いわゆる normalization です。これは日本語でもカタカナで「ノーマライゼーション」と訳しているのだけれども、「ノーマライズ」ということは、実は悪い意味でも使われます。マジョリティに合わせようとか、そういった意味ですね。しかし、障害者問題でノーマライゼーションを語る人たちには、そうした含みはなくて、先ほど言ったように、障害者が活動しにくいのは、社会的なルールと空間設計の問題だ、と論じるわけです。そこからさらに進んで、障害者を「障害者保護」の名において一般の社会生活から隔離してきたこれまでの障害者政策をやめて、先ほどのバリアフリーもそうですが、健常者と対等に社会参加できるような形で社会的な活動のルールと環境空間を設計し直そう、とこういう発想が出てくる。これがノーマライゼーションです。

ですから、障害者を社会に合わせて縛ろうとしているのではなくて、社会の方を障害者にあわせて変えようとしている。このような含意を明確化するためにも、この言葉は「ノーマライゼーション」とカタカナ音訳するのではなく、「社会正常化論」と訳した方が本当はいいのです。しかし残念ながら、そういう訳を提唱しているのは私だけかもしれません。

社会の方を変えるという点について言えば、障害者を保護の対象とだけ見て、その主体性を無視・軽視する社会の姿勢が、障害者を無能扱いする偏見と差別を生んでいるから、社会が、障害者を単なる保護対象としてではなく、主体として尊重し、主体性発揮を支援するという方向に姿勢を転換すべきだという要請もあります。

こうした動向は法学の分野でも、制度的な表れとして出てきています。いわゆる準禁治産、禁治産制度を廃止して、成年後見制度に移行したことがこれにあたります。若い学生諸君にはご存知ない方もいるでしょうが、

準禁治産者の中に——現在これは差別用語だけれども——盲者の他、心神耗弱者、聾者、啞者、浪費者も含まれていたんですよ。いわゆる行為能力、取引等の法律行為を行う資格が制限されていたのです。これはおかしいというわけで成年後見制度に変わりました。成年後見制度下では、すべての法律行為について後見人が代理権・取消権をもつのは、認知症が進行してしまっている人、それから知的障害が重い人などで、そうではない場合は、判断能力のレベルに応じて本人が自分でできる行為の範囲を認め、支援者の代理権・取消権も制限されており、全般的な代理権・取消権をもつ狭義の後見人のほかに、権能を制限された保佐人や、補助人という支援者が指定されるようになりました。

私法的な問題に触れたので、加えて刑事責任の問題についても簡単に触れておきましょう。精神障害があるという場合に、普通の人がやったら当然犯罪とみなされるものについて、責任能力を減免するという処分がされてきました。これについては実は議論がすごくあるのです。法律上の建前としては、精神障害者だからイコール刑事責任能力なしということにはなりません。その行為の現場において弁識能力や制御能力が全くなかったかどうか、その事件ごとに判断することになっているのですが、一般的に法律家は、精神障害、知的障害については刑事責任能力を割と画一的に否定したり限定したりする傾向があります。それに対して、精神障害者とか知的障害者等々の権利を保護したいと思っている運動家だとか、医師たちの中には、「むしろ責任をもうちょっとちゃんと追及してくれ」と言う人も少なくありません。というのも、責任を追及されないと、「障害者は怖い、何をやっても、ひどい犯罪をしても、あいつらは無罪放免されるか、軽い罪に済むのだ」と思われて、却って、障害者差別を生むと考えるからです。ですから、障害者だからといって、一律に刑事責任を当然のごとく減免するという考え方はやはりやめた方がいい、という人たちもいるわけです。

このように、これについては大きな議論のある、難しい問題です。私も何が正しい答えなのかについて、少なくともいまは確信を持てておりません。何にせよ皆さんには、こういう問題があるということを知って、そし

で自分で考えてほしいですね。

2 反同化論

(1) 自己聖化的本質主義の脱構築——「分離すれども平等」の再編

反差異化論の説明だけで、相当時間が過ぎてしまいました。急いで、反同化論の問題に移ります。反同化論の基本的なモチーフは、先に述べたように、「あなたたちの生き方を人間性の名で私たちに押し付けて、あなたたちと異なる私たちの生き方を否定するのは止めてください」という主張です。

この主張が批判している主流派集団側、つまり差別する側の態度は、先ほどの反差異化論が批判した差別者の態度が「他者蔑視的本質主義」であったのに対し、「自己聖化的本質主義 (self-sanctifying essentialism)」と呼べるものです。先ほどの他者蔑視的本質主義は、差別される側に負の本質を押し付けるというものでした。この反同化論が批判している自己聖化的本質主義は、これとは逆に、差別する側の一定の属性をまるでそれが人間性一般の本質でありかつ尊い、価値あるものだ、と主張します。自らを sanctify、つまり神聖化して、「我々」こそ人間性の素晴らしき本質を体现している、というわけです。そして、「我々」と違う生き方をしている「彼ら」、つまり被差別集団、周縁的集団は、人間性のあるべき姿に達していない野蛮で未開な人たち、あるいは人道に悖る不道德な人たちだ、という刻印を押します。さらに、この「彼ら」を「本来の人間性」に復帰させるために、「彼ら」からその特異な属性を引き剥がすこと、「我々」主流派集団と同じような生き方をするように、「彼ら」を同化、assimilate することが必要だと考える。「彼ら」のうち同化を受け入れた者は、「我々」の一部として処遇するが、受け入れない者は差別、排除する。これが自己聖化的本質主義です。

さて、ではこうした自己聖化的本質主義を批判する反同化論の戦略はどういうものか、次にこの点を説明します。主流派集団が自己を神聖化するために固執する性質を人間の「正の本質」と呼ぶことにしますが、こ

のようなものは人間性一般の「正の本質」ではなく、主流派集団の特異な選好や偏執に過ぎない、と反同化論は批判します。いわゆる「脱構築 (déconstruction)」や、イデオロギー批判の方法です。

その上で、反同化論は、先ほどの反差異化論とは逆の方向に進んでいきます。反差異化論は「平等な統合主義」でした。つまり、被差別集団を主流派集団の社会の中に対等な資格で参加させよ、というのが反差異化論の要請ですが、反同化論の要請はこれとは逆になります。すなわち、主流派集団と同じような生き方をする社会生活の形式を私たちに押し付けるのはやめよ、私たちが、主流派とは異なる私たち自身の「生」を営むそういう社会空間を保存するのを認めよ、と要請します。ですから、反差異化論の批判によって拒否された「Separate but equal (分離すれども平等)」が、違う形ではありますが、ある意味で反同化論によって復活させられている面があるわけです。「復活」というよりも、再編して主張されている、と言った方がいいでしょう。

(2) 多文化主義

以上が反同化論の一般的な説明ですが、続いてその具体的な例について見ていきたいと思います。最も典型的な例として、「多文化主義 (multiculturalism)」があります。「多文化主義」という思想や施策は、よく知られていると思います。一番簡単に言えば、主流派集団の同化圧力や同調圧力に対して、少数派の文化・言語・生活様式などを保護するために、一定の文化的少数派優遇措置を擁護する、というものです。

一般的、抽象的で当たり障りのない説明ですが、これだと本質的問題がはっきりとしませんので、分かりやすい例を挙げましょう。いまニューカレドニアで暴動が起こっていますね。あれはなぜかを説明しますと、現在ニューカレドニアはフランスの自治領になっていますが、かつてはフランスの植民地だったのです。いまフランスは一応、ニューカレドニアに自治を認めると言っています。しかし近年、フランスは、本国で憲法を改正して、その自治領に昔から住む現地人と、フランス本土から来た人たちの選挙権

を対等にしようとしたのです。それに対し、ニューカレドニアの固有の住民（先住民）は、自分たちの暮らしや文化を守るべく暴動を起こしたわけですね。というのも、多数のフランス人が大量に押しかけてきてマジョリティになり、そこで彼らが対等な参政権を持っているということになれば、彼らに都合のいいような社会に変えられてしまいかねないからです。それはさせないぞ、というわけですね。

このように、少数派集団の文化的なアイデンティティとか、政治的な自治といったものを保護するためには、主流派集団がその少数派集団の社会の中に入り込んだ場合に、その主流派集団については選挙権は認めない、場合によっては土地についても不動産所有権は認めず、賃貸権しか認めないとか、そうした形で一定の制約を課することが必要になります。

言語政策においても同じようなことが言えます。多数派の言語を使っている人は、それだけで有利なのですね。就職先も多いし、大学でも多数派の言語を使っている所が多いとか、色々あります。そうすると、少数派の言語を使う若者にとっては、本当は自分の「母語」を使える場で学んだり、働いたりしたいと思うのだけれど、それにこだわっていたら就職口や、高等教育の機会を大きく制限されてしまう、だから自己のコミュニケーション手段として母語よりも多数派の言語を優先する、ということになります。様々な言語・文化の選択の自由を諸個人に認めて、自由競争による言語・文化の淘汰を図るのがフェアだという考え方が「文化の自由市場」というような言葉で語られていますが、これは不公平な現実を隠蔽しています。実際は、文化・言語の競争条件がフェアではなく、多数派に有利のように歪曲されている。以上のことを踏まえれば、少数派言語優先の大学への公的補助増大や、すべての大学に少数派言語による履修コースの設置を要請するとか、あるいは少数派言語使用者の雇用を促進している企業に対して特別の優遇措置、税制上の優遇措置や補助金支給をするとか、こうした公的な支援や規制が要請されるのではないか。具体的に言えば、こういった問題があります。

さて、この多文化主義の哲学的な正当化根拠は何かということになると、

実はこれについても対立があります。法哲学や政治哲学を勉強されている方も皆さんの中にいると聞きましたのでご存知の方もいるでしょうが、一時期、リベラリズム対コミュニタリアニズムという論争が、1980年代から2000年代くらいまでにかけて行われていました。学界でも流行を追っかける人が多いので、最近はあまり聞かなくなってきましたが。

私は旧著『共生の作法——会話としての正義』（初版、創文社、1986年、増補新装版、勁草書房、2021年）や『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』（初版、創文社、1999年、増補新装版、勁草書房、2021年）で、リベラリズムの立場からコミュニタリアニズムを批判してきました。私の哲学的批判の中身については、それに立ち入ると話がまた長くなるので、ここでは、拙著の参照を乞うにとどめます。多文化主義との関係で問題になる点を挙げると、コミュニタリアニズムの基礎であるはずのコミュニティの概念が、実は曖昧模糊としているのです。「リベラルは個人主義が行き過ぎてけしからん、コミュニティの価値の復権が必要だ」とコミュニタリアニズムは言うわけですが、どのコミュニティ、どんなコミュニティなのか、論者によって念頭に置かれているものが全く異なるようです。

このコミュニティ概念の多義性が、多文化主義の問題に関するコミュニタリアンの間の立場の違いも生んでいます。国民共同体をコミュニティの中核と考え、ネーションステイトとしての国民的同一性を強調するタイプのコミュニタリアンからすれば、少数派文化の文化的な自立性を促進する多文化主義政策は国民共同体の紐帯を損なわないよう抑制されることになります。思想家の固有名を挙げると、マイケル・ウォルツァーなどはこの立場ですね。

それに対して、同じコミュニタリアンでも、カナダ出身のチャールズ・テイラーという哲学者は、イヌイットなどの先住民だけでなく、フランス植民者の末裔でフランコフォンと呼ばれるフランス語を母語とする集団など、文化的少数者が、英語を母語とするアングロフォンという主流派集団と対抗するカナダの事情を背景として、カナダを一つの国民共同体として

ではなく、多様な文化集団のコミュニティからなる多文化・多言語国家として捉え、多文化主義政策をより積極的に擁護します。

さらに、積極的にせよ限定的にせよ、コミュニタリアニズムの立場から多文化主義政策を認めるとしたら、どういう哲学的論拠議論が援用されることになるかが問題です。コミュニタリアンは「集団的権利 (group rights)」に基づく主張を展開します。普通「権利」というと、個人の権利を意味します。コミュニタリアンはそうではなくて、集団全体に属する権利がある、と考えます。そして、マイノリティ文化集団は、マイノリティ文化集団全体として、主流派文化集団の文化的同化圧力から自らを守る権利、つまりは文化的自己保存の権利を集団として持っているのだ、というわけです。ここからが問題で、少数者集団の文化的自己保存のためには、多数派集団からの同化圧力から少数者集団を守るという話に加えて、少数者文化集団の中でその少数派集団の文化を裏切り、あるいは覆そうとする個人に対して制約を課してよい、集団の文化的自己保存権は、その集団に属する個人の権利を制約できるという含意を集団的権利はもちます。この制約をどの程度認めるかは論者によって違いがありますが、少数者集団内部の個人の権利に対する制約を何らかの程度であれ、少数者集団全体の文化的自己保存のために容認するというのが、コミュニタリアニ的な多文化主義です。

これに対してリベラルな多文化主義というのがあります。代表的論者は、テイラーと同じくカナダ人ですが、ウィル・キムリッカという政治哲学者で、彼はスコットランド系のアングロフォンです。彼のリベラルな多文化主義の立場は、次のようなものです。多文化主義の基盤にあるのは、あくまでも、基本的諸自由や平等な扱いなどへの個人の権利です。しかし、個人の自由や平等とは、抽象的に与えられるものではなくて、それらを実質化するための社会的条件が必要だとされます。

実は、自由や平等を実質化する社会的条件の保障という視点は、キムリッカに限らず、早いうちからリベラリズムが提示してきたことなのです。いまネオリベ (neoliberalism、ネオリベラリズム、新自由主義) というと、

市場経済中心主義・小さい政府論を説くリバタリアニズムと同じような立場が意味されていますが、19世紀末から英国で台頭したニュー・リベラリズム（New Liberalism）という立場は、ネオリベと名称は似ていても思想はこれとは真逆で、自由とか平等というのはそれを実質化するための経済的基盤や社会的基盤が必要だ、と主張しました。これは米国の進歩主義（progressivism）に受け継がれ、世界恐慌を経て、フランクリン・ルーズヴェルト大統領のニューディール政策と結合しました。米国ではリベラリズムというと、このニューディール型リベラリズムを意味するほど、リベラリズムの主流になりました。

このように、社会経済的弱者を対等な地位にするために支援することが個人の自由や平等を実質化するために必要だ、というのがリベラリズムの主流ですが、キムリッカのリベラルな多文化主義はそれをさらに進めたものです。つまり、個人の自由や平等を実質的に保障するには、経済的基盤だけではなくて、文化的基盤も必要だ、と主張するわけです。少数者集団に属する個人が、自分が一番闊達に駆使できる母語を使い、主流派集団に対しても自分の文化的アイデンティティを隠蔽せず誇りをもって生きたいと思っけていても、そうやるときわめて不利になるという状況に置かれたら、否応なしに多数派の言語・文化に順応せざるを得なくなる。つまり、個人の選択肢、生き方の選択肢が形の上では開かれていても、実質的には閉ざされてしまうことになる。このように、個人の自由や平等の実現を阻害するのは貧困など経済的要因だけでなく、文化障壁という要因もあるから、後者を是正するために文化的少数者を支援する多文化主義政策が正当化される、というわけです。どの個人がこのような支援を受けられるかは、その人が文化的少数者集団に帰属するか否かに依存するので、これは「集団差異化的権利（group-differentiated rights）」と呼ばれますが、権利主体は該当集団に属する個人であって、集団自体ではないため、これはあくまで個人権として位置づけられます。

キムリッカが承認する集団差異化的権利があくまで個人権だということは単なる言葉の問題ではない実質的意味をもちます。文化的少数者集団の

内部でも、さらに内なる差異をめぐる葛藤があります。たとえば、少数者集団の中にも性差別が支配的なものがあり、それがその少数者の文化的伝統だとされている場合がある。その中で女性たちがその差別に対して反旗を翻す、といったことがありますね。あるいは、少数者文化集団の中で、異端とされる宗教を信じたい、その集団の慣行とは異なる生き方をしたいという人もいる。

こうした問題に対し、リベラルな多文化主義者たちがどういう立場を取るか。その基本的な考え方を要約的に述べます。まず、外部の多数派集団からの同化圧力に対して少数者文化集団を守ること、これは「対外的保護 (external protection)」と呼ばれ、積極的に支持されます。しかし、少数者集団による「内なる異端者」たちへの差別抑圧、これは「対内的制約 (internal constraint)」と呼ばれ、許容されません。

キムリッカのリベラルな多文化主義は、きれいに整理されているかに見えますが、多文化主義が孕む基本的なディレンマを解決しているとは言えない。キムリッカに対しては、次のような批判が考えられるでしょう。少数者文化内にいる異端の少数者を守っていたら、やはり少数者文化全体が消えてしまうのではないか。つまり、多数派に飲み込まれてしまうのではないか。それを防ごうとすれば、コミュニタリアン的な多文化主義にしかないのではないか。

この点は、コミュニタリアン的な多文化主義の強みというより、その限界を示します。この立場は結局、主流派集団の国民が主張する国民的文化にマイノリティ集団を同化、吸収しようとするナショナリズムと構造的に同型になる。つまり、マイノリティ集団の中の支配的な勢力が支持した生き方に、マイノリティ集団の中のさらなるマイノリティを同化、吸収しようとしているだけにすぎない。多文化主義はナショナリズムと対立していると考える者もあるかもしれないが、それは間違いで、多文化主義は「大きなナショナリズム」と本質的に同じ「小さなナショナリズム」をやっているだけなのではないか。

(3) 多文化主義の屈折的展開

(i) 差異のナショナリズム

いま述べた批判を例証する事態が現実政治において見られます。多文化主義にとっては敵であるはずの同化主義的なナショナリズムの立場が、多文化主義の論理をそのまま使って、自分たちの主張を擁護しようとしているのです。

その具体例の一つが「差異のナショナリズム」です。特にこれが顕著に台頭したのはフランスにおいてです。差異のナショナリズムは、グローバル化（globalization）という文脈のなかで発展してきました。一つの国民国家の内部で考えたら、主流派集団が自称する国民的文化と少数者の文化の対立関係にしか目が向きません。しかし、グローバル化の流れで見ると、一つの国家の主流派集団といえどもグローバル化の外圧に自分たちはさらされている、と考えるわけです。差異のナショナリズムは、自分たちの国民文化がグローバル化の圧力のもとで危機にされているのであり、したがって、自分たちの国民文化を外圧による侵略から守る必要があるのだ、と主張します。ある意味で多文化主義が擁護しようとしているマイノリティの人たちと同じ立場に自分たちは置かれているのだ、というわけです。アングロサクソン文化やイスラム文化などグローバル化の中で影響力を強めてきた文化的外圧からフランスの国民文化の特異性・固有性を守ることを、彼らは「差異への権利」と呼んで、同化主義・排外主義の正当化根拠にします。

「差異のナショナリズム」に基づいて、フランス中心のメインストリームの文化を擁護しようとした、いわゆる極右勢力の代名詞とも言われているのが、ル・ペン（父）と彼が作った「国民戦線（Front National）」です。その後、娘のル・ペンがこれを継承して、父親よりはマイルドになりました。父親はすごい反ユダヤ主義者だったから、娘が党首になったときに父親を除名したのです。親子の間の凄まじい権力闘争です。

最近ですと、娘のル・ペンも 60 歳近くなりまして、28 歳の若い男性政治家（ジョルダン・バルデラ）が国民連合（Rassemblement National、

国民戦線を改名)の党首となり、その動向が注目されています。彼はいわゆる prodige、つまり可愛がられてきた神童なのですね。彼はソルボンヌ大学を中退して政治家のキャリアにすぐ突き進んだ若者です。若くてハンサムですから結構国民受けして、欧州議会選挙において驚くべき結果を残しました。欧州議会選挙では、フランスはフランスの国民の人口に応じた議席を持っているのですが、その議員を選ぶ選挙で、国民連合がマクロン率いる与党である「ルネッサンス (Renaissance、再生党)」の2倍以上の票を獲ったのです。

「差異のナショナリズム」の例として、いまフランスの話をしてきましたが、ドイツでも同じようなことが起きています。「ドイツのための選択肢 (Alternative für Deutschland、AfD)」という極右政党がものすごく躍進してきています。他にも、イタリアでは極右勢力の女性首相が誕生しましたね。このように、ヨーロッパ先進諸国でかつてリベラルだと思われていた国々が、グローバル化に対する疲れとでも言うべきなのか、「差異のナショナリズム」の傾向に段々と向かっていっているのです。

差異のナショナリズムにおいては、皮肉なことに多文化主義のロジックが転用されています。その転用例の一つに、「グローバル化とは言うけれど、要はこれはアメリカ支配ではないか」というものがあります。そうした反発が特に強いのが、フランスなんですね。かつてフランス映画は世界的にもすごい人気を誇っていた。シャンソンも人気がありました。もしかして、シャンソン、知らないですか？ シャンソンを知っている人は手を挙げてください。——いないですね。若い学生諸君相手に、シャンソンや、イタリアで言えばカンツォーネの話をしてもう通じないのでしょうか……。シャンソンですが、フランスのポピュラーソングのことです。日本でもフランス語の歌詞が和訳されて、「和製シャンソン」として流行しました。エディット・ピアフの「愛の賛歌」もヒット曲の一つ。シャンソンと言えばフランスの誇りだったのですが、いまやフランスの若者も、アメリカのロックだとか、金属音のうるさいメタルだとか、そういうものに夢中になっている。それから、若者たちの間ではワイン離れが進み、ビールやウィス

キーに傾斜しつつある。フランス映画はフランスの誇りだったのに、いまやマイナー。フランスでちょっと有名になった俳優や監督は、ハリウッドに進出しなきゃだめだ、とそっちに行ってしまう。アングロサクソン中心主義的にグローバル化されているこうした世界の現状を見れば、フランス文化全体が絶滅危惧種になりつつあるみたいに思えてくる。こうして、フランス文化の固有性を守れ、という話になってくるわけです。具体的には、映画作品など文化的コンテンツを含む商品でアメリカのものには輸入にあたって税金をもっとかけよう、自国のものには補助金を出そう、という主張も出てくるわけです。

アングロサクソン支配批判とは別の多文化主義ロジックの転用例もある。そこで一番の問題となっているのが、いわゆる移民問題です。2015年に＜アラブの春＞が崩壊し、中東アフリカ地域、とりわけシリアから大量の難民が押しかけてきます。これは現在も続いていますね。こうした動きに対して、それまで難民政策において寛大だと言われていたヨーロッパのリベラルな国々が、次々と排他的な方向に転換してきているのです。これ以上受け入れたら、国内もイスラム系の人たちばかりになってしまう。料理文化も全然違うものになって、フランス料理が消えて、トルコ料理ばかりになってしまう、というわけですね。このように、昨今のグローバル化の中で、皮肉なことに、多文化主義のロジックを転用する形で、同化主義的・排外主義的な差異のナショナリズムが台頭しているのです。

(ii) アジア的価値論

さらに例を加えておきましょう。差異のナショナリズムのロジックをもっと大きく広げたのが、「アジア的価値論」です。1990年代から2000年にかけて、かつては途上国と言われていた中国・シンガポール・マレーシアなどのアジア諸国が、急速な経済発展を遂げて台頭し、政治的にも自信をつけてきました。しかし、急速な発展のためには強力な政策リーダーシップが必要だとして、政府を批判する勢力の弾圧もしました。それに対して、欧米諸国が——「人権外交」と呼ばれていますが——そのような政

治的弾圧を批判しました。そういう欧米の批判に対するこれらの新興諸国の自己正当化言説として浮上したのが、「アジア的価値 (Asian Values)」を唱道する議論です。一番雄弁で、有名となったのが、当時シンガポールで首相だったリー・クアンユーです。ケンブリッジ大学を最優秀成績で卒業した超エリートです。それからマレーシアの首相だったマハティール・ビン・モハマド、また中国なども同じような批判を展開しました。彼らは次のように主張します。市民的・政治的人権を欧米は重視しているが、それらは人権の一部にすぎず、それが一番重要だと思うのは、欧米の文化的偏見だ。それをいまアジアに押し付けてきているわけだが、これは、かつて軍事力によってアジアを帝国主義的に侵略した欧米諸国が、武器に代えて特異な文化的イデオロギーを、同じことをする試み、つまり、文化的な価値を押し付ける「文化的帝国主義」とでも言うべきものである、と。

このように、アジア的価値論は、差異のナショナリズムが擁護しようとしている「国民文化」を「アジア地域の固有文明」へと広域化して、それを欧米の文化的・文明的同化圧力に対して擁護するという名目で、内なる抑圧を正当化しようとしているわけです。アジア的価値論の主張には様々な欺瞞性や倒錯性があるのですが、時間がないのでこれ以上は立ち入りません。既に触れた拙著『普遍の再生』の第2章でこのアジア的価値論の問題点について詳細に議論していますので、その参照を乞いたいと思います。

(4) 反差異化論から分離した反同化論——Black is Beautiful 運動

以上、反同化論が、反差異化論と正面对立する側面を検討してきました。反差異化論は主流派集団が被差別集団に「負の本質」を押し付ける他者蔑視の本質主義を斥けるのに対し、反同化論は主流派集団の自己神聖化的本質主義を斥ける立場として描いてきました。しかし、反同化論には、このような対比では捉えきれない潮流もあります。それは、主流派集団への「同化による同権化」を拒否する点で反同化論なのですが、出発点は反差異化論とも部分的に重なる立場です。これを反差異化論から分離した反同化論

と呼ぶことにします。

この立場は、主流派集団による被差別集団への「負の本質」の押し付けを斥ける反差異化論から出発しながら、一般の反差異化論が差異の本質化自体を否定するのに対し、主流派集団が被差別集団の差異化された本質とみなすもの自体を脱構築するのではなく、それを被差別集団の「負の本質」としてではなく、「正の本質」として価値転換し、被差別集団が自らの差異を、自尊の基盤となる自己の文化的アイデンティティとして主張し、その社会的対等化を要請する立場です。反同化論が斥ける主流派集団の自己神聖化的本質主義を主流派集団に独占させず、被差別集団自体が自己肯定手段として摂取することにより、同化主義の克服を図るものと言えます。抽象的に述べても分かりにくいと思うので、具体的な例を挙げて説明します。

一つは、恐らくこれは直観的にも分かりやすいかと思いますが、Black Is Beautiful 運動です。もともと反差異化論は、「Separate but equal（分離すれども平等）」、平等な分離政策ではダメであって、白人という主流派集団が作った社会の中に黒人も白人と同じような資格で参加していかねばならない、と主張していた。そのために、白人と同じように受験勉強頑張って一流大学に入って、といったことをする。これによって、競争中心主義だとか様々な白人の価値を体得する必要がある、というわけです。

Black Is Beautiful 運動はここに待ったをかける。先ほど、ブラウン判決のところで、ドール・テストに触れました。黒人の子に白人の人形と黒人の人形を見せて、どっちが良いか悪いか、綺麗かを聞く。白人の人形、と多くの黒人の子は答える。ではどちらにあなたは似ていますか、と聞くとその子はまごついて答えられない、あるいは諦めたような表情で黒人の人形を指す。被差別集団の内面に浸潤するという深い劣等感、分離政策を否定することで解決できるか？——できないだろう、と Black Is Beautiful 運動の人々は考えるわけです。白人社会に黒人が対等に参加を認められるためには、黒人も白人と同じように生きなきゃいけない、というのは、黒人的な属性とされているものは実は恥ずべきものだと思えるこ

とに他ならない。黒人的な属性を捨てないと、あるいは白人のように生きないと同権化されない、というのは、内なる人種主義ではないか。彼らはこのように批判するわけです。

自分の中の黒人性を希薄化させることで、白人社会に対当な形で受け入れてもらう。そうした例の中で一番ひどいものだと、肌の色を本当に薄くしちゃうのですね。皆さんもマイケル・ジャクソンをご存知なのではないでしょうか。彼のように、肌の色を薄めようとする人は結構いるんですよ。かつてこれは黒人社会の一部からも批判されました。（ジャクソンが「尋常性白斑」という病状があったことを公表してからジャクソンへの評価は変わったようですが、これについては受講者のコメントに応答した文末の補記を参照）。

黒人が自分を白人のように見せることに対する批判として、Black Is Beautiful 運動の人々は次のように主張します。——そんなことをする必要はない。たとえ白人が「黒人的なるもの」を負の本質としてネガティブに描いたとしても、我々黒人がそれを恥じる必要はないのだ。むしろ、「黒人的なるもの」をポジティブな価値を持つものとして意義転換させよう、と。

この観点から言えば、黒人の中でも白人社会で成功している人、また対当に受け入れられて活躍している人もいるけど、その人たちのことを他の黒人が手放しで喜ぶことはできない。あれは「オレオクッキー」に過ぎない、ということになるわけです。皆さん、オレオクッキーはご存知ですか。黒いチョコレート味のクッキーの間に、白い甘いクリームが挟んであるお菓子ですね。外側は黒いけど中は白人だ、という比喻になっているわけです。彼らは白人性を内面化した黒人で、白人の真似をして白人に受け入れられた、と喜んでいる。しかし、それって我々黒人にとって誇るべきことなのだろうか、こういう疑問がこの言葉で突き付けられています。

ちなみに同じような問題を表現する比喻はアジア人と白人の間の差別にもあり、「バナナ」という言葉が使われています。アジア人で、政治的・市民的人権だとか主張する奴はバナナだ、つまり皮（肌）は黄色いけど中

は白い、欧米の白人の真似をする黄色人種だというわけです。

この Black Is Beautiful 運動が向き合おうとしている問題の重要性は理解できます。しかし、その解答、解決策にも重大な問題があります。つまり、「黒人的なるもの」、黒人性一般というものが果たしてあるのか、ということです。

当初、多くの黒人たちはアフリカから奴隷として連れてこられたわけですが、黒人と一口に言っても色々な部族があります。ご存知のとおり、未だにそれら部族の対立があるから、戦乱が絶えない。欧米ヨーロッパの旧宗主国が、勝手に自分たちの植民地獲得競争の結果に基づいて国境の線引きをしてしまい、そのまま独立してしまったことが要因の一つです。

黒人内部の差異は、それだけではありません。階級も違うわけです。黒人を白人に売ったのは誰ですか？——同じ黒人ですよ。黒人の支配層が黒人の被支配層を売っていたわけだから、問題はさらにややこしくなる。

アメリカにおける「黒人性」には、さらに難しい問題もあります。重要な歴史だから知っておいてほしいので、付け加えて話しますね。IVR（法哲学・社会哲学国際学会連合の略称）という、法哲学の世界で最古最大の国際学会があります。その世界大会が2年に1回行われているのですが、ワシントンDCで開催された2015年の大会に私も参加しました。その際、せっかくなので、ワシントンDCの南にある、サウスカロライナ州のチャールストンという港街に行きました。日本人は、アメリカで一番美しい街はサンフランシスコだ、と思っているかもしれませんが、アメリカ人の中で一番人気なのは、実はチャールストンです。並木道にインディアン・ライラックと呼ばれるサルスベリの花が美しく咲いており、古趣あふれる建物が並んでいます。

しかし、チャールストンには凄まじい負の歴史があるのです。それを確認するのが訪問目的でした。チャールストンは、アメリカにおける奴隷交易の中心地だった。そこの奴隷博物館にも行きました。やっぱりショックでしたね。重要な歴史的事実を挙げておきます。実はイギリスは早くから奴隷制に反対したのです。イギリスの保守派の思想家として有名なエドマ

ンド・バークも奴隷制に反対していました。イギリス海軍は、アフリカから奴隷を買ってヨーロッパに売ろうとする奴隷船は拿捕するという方針を早くから打ち出しました。ですから、アメリカも外から黒人奴隷を輸入できなくなったのです。しかし、アメリカの国内における奴隷交易が活性化したのは、実は、奴隷が「輸入」できなくなったその後なのです。それが何を意味するか、分かりますか？ 国内で奴隷に奴隷の子を産ませて、育てて売るので。まるで家畜のように。そうした交易の中心地が、チャールストンだったのです。その博物館の展示資料を見て、大変驚かされました。たとえば、アメリカ国内の他のところで生まれた奴隷の子供、あるいは若者を「輸送」している最中には、あまり食事を与えません。しかし、チャールストンに着いた途端、綺麗に体を洗ってやって、健康そうに見えるように、いっぱい美味しいものを食べさせて太らせて、それからオイルを塗って、立派に見えるようにします。高い値札をつけて売するためです。

ということは、ですよ。長く続く奴隷文化の中で培われてきた黒人性や黒人文化、これらには多様なものが含まれますが、実はそこで支配的と見られているものは、奴隷交易で白人が黒人を商売の財産として家畜化させていく中で作られてきたものではないのか。それを負の本質ではなく正の本質として再転換することに本当に意味があるのか、というさらにややこしい問題が出てくるわけです。

反差異化論から分離した反同化論のもう一つの例として、レジュメでは「差異としての障害肯定論」を挙げています。これは、障害者差別の克服を図る立場ですが、反差異化論に立つ「脱障害論」とは異なり、「障害者」と「健常者」の差異を否定するのではなく、障害者の差異とされるものを、多文化主義が擁護する少数派集団の文化的個性と同じく人間的な生の多様性を示すものとして積極的に承認し、その社会的受容を促進しようとするものです。ただ時間が押し迫ってきているので、割愛します。

3 差異と平等を統合するための視角と原理

(1) 反差異化論と反同化論の相補的統合

急いで、次のテーマに移ります、反差異化論と反同化論を対比しつつ検討してきましたが、両者の対立関係に対して我々はどうのように対処すべきなのでしょうか？ 私の答えは、簡潔に言えば、対立的関係を相補的な統合に転換するということになります。

主流派集団による他者蔑視の本質主義も自己聖化的本質主義もともに間違いであり、克服しなければなりません。その意味で、この他者蔑視の本質主義を批判している反差異化論も必要ですし、自己聖化的本質主義批判をしている反同化論も必要です。そしてこの二つは、批判対象が異なりますので、実は矛盾はしていないのです。矛盾しないどころか本質主義を斥けている点で通底しています。

また、反差異化論も反同化論も、それぞれ間違った方向に極端化させられてしまうという欠点を持っています。反差異化論の陥穽は、人間性一般に還元できない特殊な差異の受容・尊重を差別の源泉として敵視・排除し、自らの差異を受容する被差別集団の成員を「意識の遅れた者」として蔑視してしまうことにより、主流派集団の自己聖化的本質主義に結果的にとりこまれてしまうことです。その結果、白人のように生きないと黒人は対等化されない、男のように生きないと女は対等化されないといった自縄自縛に嵌ってしまう。

他方、反同化論の陥穽は、主流派集団に対抗する少数者集団の差異を、少数者集団のアイデンティティの基盤として神聖化し、「内なる差異」を隠蔽抑圧し、「内なる異端者」・「内なる少数者」が少数者集団の支配的価値を批判し修正発展させる権利を阻害してしまうことです。その結果、主流派と少数者の差異を超えた普遍的人権としての「自己のアイデンティティを問い直す権利」を侵犯してしまう。

しかし、それぞれの極端化する方向がちょうど真逆なのがポイントです。それぞれが極端化し、落とし穴にはまっていつてしまうことに対して、お

互いに警鐘を鳴らし合い、引っ張りあって引き戻しあうこともできると考えられますから、この二つは互いに補正し合うという相補的關係にあります。

(2) 差異と差別の切断

では、以上を踏まえつつ、両者を相補的に統合していく上で必要な視点と原理について説明することにししましょう。一つが、「差異と差別の切断」です。差異が差別を正当化してしまう、という反差異化論は、ある意味で問題を突いてはいるのですが、実は差異自体が問題というわけではないのです。差異によって差別を合理化している論理が歪んでいる、というのが問題なのです。この論理の歪みを暴くことが、非常に重要になってきます。この論理の歪みとは何なのか。具体的な例をあげた方が分かりやすいと思うので、三つの例を挙げて説明します。

(i) 「弱者保護」論と「エイズ・リスク」論に見る事実歪曲の欺瞞

一つ目の例、「弱者保護」を口実にした強者の既得権擁護ですが、たとえば、女性は体力がない、ということを理由にして、給料の安い事務労働しかさせない、こういったやり方を指します。要するにこれは、現場労働で高い賃金をもらおうとする男性労働者の既得権擁護だったわけです。こうした問題が争点となった事件もいくつか発生したのですが、そこでその欺瞞性を暴くために、原告らは様々な主張を展開しました。例えば、ある法令では、女性には何 km 以上の重さのものを持たせない、となっている。しかし、私、秘書としてその規定よりも重いタイプライターをいつも持っていますよ。あるいは、子供をいつも抱っこしているが、子供の体重はその規定の重さよりも重いのですよ、といった具合ですね。

こういった例の欺瞞は明白なのですが、もう少し気付かれにくい差異と差別の不当な結合もあります。その典型例は、エイズ・リスクによる同性愛者差別です。これは私がちょうどハーヴァードにいた 1986～88 年頃の話で、アメリカではエイズが非常に大きな問題となっていて、エイズ・リスクが高いということを理由とした同性愛者差別が広く合理化されてい

ました。これも先ほどから述べている、欺瞞的ロジックによるものです。エイズがまだよく知られていない頃は同性愛者の間で感染が広がりましたが、知られるようになってからは同性愛者は予防的注意を払うようになりました。その結果、エイズになるリスクは、同性愛者よりも異性愛カップルのほうが大きくなりました。ここで問題になるのは、ハイリスク・グループ（high-risk group）とハイリスク・アクション（high-risk action）の摩り替えです。

エイズ感染における1番のハイリスク・アクションとは、コンドームを付けずに性交することです。ハイリスク・グループとは、そうしたことをするリスクが高いグループのことを指します。このとき、同性愛者がそうしたハイリスク・アクションをするハイリスク・グループだ、というのはおかしいわけです。ハイリスク・アクションを実際にする確率が高いのは、異性愛カップルなんですね。「下半身ネタ」で恐縮だけど、性教育だと思って聞いてください。はっきり言いますね。男ってのは嫌なやつでして、コンドームを付けると性的満足度が減るので、女性にピルを飲ませようとするんです。避妊できればいいのだろう、というわけですね。これはピルが普及しているアメリカでは特にそうで、異性愛カップルの方が女性に対してピルを飲ませてコンドームなしでセックスをさせる、ということが多いんです。したがって、ハイリスク・アクションは異性愛カップルの方が多く、逆に同性愛カップルの方がそういうリスク管理をちゃんとしているんですね。アメリカでは、こういったことがちゃんとニュース番組で赤裸々に語られます。テッド・コッペルという有名なジャーナリストがいるのですが、彼がアンカーマンを務めるテレビのニュース番組を私はよく見ていましたが、そこで、エイズ・リスクを口実にした同性愛差別を批判する同性愛者のカップルをゲストに呼んできて、君たちはどんな安全なやり方によってセックスをしているのか、と聞くわけです。その同性愛者たちは答えます。ミューチュアル・マスターベーションです、と。あえて訳しませんが、よろしいですね。

(ii) 「代理変数」による差別の合理化

最後にもう一つ、最も手の込んだ例に触れます、差異による差別の正当化論拠として、きわめて説得的に聞こえるのが、「代理変数(proxy)による差別の合理化」です。代理変数は、英語では長くいうと「プロクシー・ヴェアリアブル(proxy variable)」となりますが、通常は「プロクシー」と略記します。これは抽象化していうと次のようなロジックです。ある処遇をある人に与えるかどうかを決める上で重要な属性が、Xだとします。Xには、色々なものが考えられますが、例えば、一定の技能・能力のようなものが入ります。しかし、ある個人がXを持っているかどうかを判断するのが多くの情報を必要とし判定が非常に難しい、その意味で「情報費用」というものが非常にかかる、としましょう。このとき、Xと統計的に有意に相関している属性Yがあり、そして、このYをある個人が持っているかどうかは、簡単に分かる とします。もちろん、Yという属性を持っているからといって、Xという属性を持つのは必然ではない。ですが、両者は統計的に相関性が高いわけです。つまり、Yを持っている人の大体がXも持っている、またYを持たない人の大体がXを欠いているということがかなりの蓋然性をもって言える。こういったとき、ある人の処遇を判断するにあたって、情報費用を節減するために代理変数が使われるのです。Xがあるかどうかを知るのが難しく手間がかかるから、Yの有無で判断するよ、というわけですね。たとえばこれによって、学歴差別が出てきます。本人の能力は学歴だけでは本来判定できないけど、学歴と統計的に相関していると思われるし、学歴は簡単に分かるから、これで判断するよ、というわけです。

意外かもしれませんが、性差別も同じように代理変数に基づく思考から出てきます。日本でなぜ女性の管理職が少ないのか。色々言われていますが、激しい市場競争の中で、優秀な人材なのに女だっていう理由だけで排除し、凡庸であっても男だからと優遇していたら、市場競争に勝てないですよ。では、日本の経営者たちはそんなことも分からないバカなのでしょうか？——違います。ある意味で経営者たちは「合理的」なことをして

いるのです。性差というものが、日本においてはなお、代理変数として有効なのです。それはなぜか？ 現在は、昔と違って女の子も大学に行くようになり、進学率も女性の方が高いくらいになりましたね。しかし、いわゆるケア労働——育児や家事——について考えてみてください。

ちょっと昔の、1986年の調査データに基づき、東京大学の社会科学研究所教授で労働経済学者である大沢真理さんが著書で次のように書いています。「妻の家事時間は、週35時間未満就業の妻の場合に1日5時間、35時間以上就業の妻の場合には3時間半であるのにたいして、夫の家事時間は、共働きで1日8分、妻が無業の場合は7分と、極端に短いだけでなく妻の就業形態にはほとんど左右されなかった」（大沢真理『企業中心社会を超えて——現代日本を〈ジェンダー〉で読む』岩波現代文庫版、2020年（底本の初出は1993年）、102-103頁）。

妻の就業時間が週35時間以上というフルタイムの共働きと言っているでしょう。このフルタイムで働く妻が、家事時間だけで1日3時間半、これに育児、老親などの世話が加わると、ケア労働全体で4時間以上は負担していたと思われます。ところが、夫の家事負担時間は1日7～8分と、妻が無業か共稼ぎかに関わりなくきわめて短い。これはバブル時代の遠い昔の話だろうと思うかもしれませんが、それから20年後、2006年の総務省の調査結果でも、共働き夫婦について、家事時間（買い物を含む）は夫がわずか1日25分であるのに対して、妻が3時間3分です。共働き夫婦全般についてのデータですが、バブル崩壊後、経済が低迷し、住宅ローンや教育費の負担で共働きの妻の収入への家計の依存度が高まり続けたことを考えると、実態は大沢さんが描いた状況とあまり変わっていないと見ていいかと思います。現在は意識向上が進んで、ケア労働負担の性別格差はもう少し改善されたと思いますが、残念ながら、解消されたとまでは言えないでしょう。

さて、このようなケア労働負担の性別格差をもたらす性別分業観が社会にまだ根強く残っているという条件を踏まえるなら、経営者はどのように対応するかを考えてみましょう。男女二人の新入社員候補がいる。どちら

も同じぐらいの学歴で、入社試験を見ても非常に優秀だが、比べると女性候補者のほうが少し優秀そうだ。さあどうしますか？「私は、結婚してからも、理解してくれる良き夫を得てちゃんと頑張って働きます」と女性候補者は言うが、社会的な性別分業のデータはさっき述べたとおり。企業はどうするでしょうね？

「良き夫を得て」といっても、男性が女性に結婚を申し込むとき、「結婚したら僕もちゃんと家事や育児をやるよ」と男性は言うかもしれないけど、「釣った魚に餌はやらない」とよく言われるように、結婚したら結局、ケア労働は女性に押し付ける傾向があることは、先のデータも示すとおりです。

企業からすれば、社員には我が社が必要とするときにはいつでも我が社のためにフルに働いて欲しい。何かあったとき、たとえば子供がいま熱出して行けません、とかいうことになるやっぱりするわけです。特に重役とか管理職とかはそうですよね。そして現在、結婚して働いているとしても、ケア労働は一般的に女性が多く負担している、というデータがある。企業にとってこれは重要な情報ですよね。こうして、性差別も代理変数で合理化されてしまうというわけです。

問題は、その代理変数を代理変数として有効にしている性別分業観、これに基づいた社会分業の不正さです。社会的に不正な実践の結果として、一定の代理変数が有効となる。そしてそれを前提とすると、男の方が出世しやすいということになるので、子供が生まれたら、子供の大きくなるまで女性がいったん休職する、となる。これは「マミー・トラック (Mommy Track)」といいますが、女性の進出に不利な状況が続いているわけです。性別分業観が支配的であるという社会的実態が性別を代理変数として有効にし、この代理変数の有効性が性別分業を維持強化する要因になる、このような悪循環が成立してしまう。

(3) 差別克服の根本原理——正義概念の基底性

(i) 普遍化要請としての正義概念

以上のような観点から、差異と差別を結合させている論理の欺瞞性を暴くこと、これが非常に重要となる。では、どういう原理によって差異の問題を考えていくべきか。ここで私の法哲学的立場の基礎である「正義」の概念が根本指針として浮上します。正義などというビッグ・ワードをいきなり使うと、「え？」と皆さん思われるかもしれませんが、私が言う「正義」には明確・厳密な意味があります。以下、それを説明します。

私はまず、「正義の諸構想 (Conceptions of Justice)」と「正義概念 (the Concept of Justice)」を区別します。正義の諸構想には、リバタリアニズム、功利主義、平等中心的権利論など色々なものがあるのですが、それらの対立は正義の具体的な判定基準をめぐる争いです。しかし、この対立競合する正義の諸構想を超えて、どの正義の構想であれ、それが他でもなく正義の一構想であると言えるために満たさなくてはならない共通の制約原理があります。それが「正義概念」です。

私は長年、こうした共通の正義概念の重要性を強調してきました。共通の正義概念がある、という論者は他にもいたのですが、その人たちは、非常に形式的で無内容な「類型化」要請——同じ類型に属する事例は同じく扱え——として、正義概念を考えていたのです。しかし、正義概念は、類型化基準自体を制約する、一層強い「普遍化要請」として理解する必要があります。

それでは普遍化要請とは何か？ それは、＜普遍化不可能な差別の排除＞です。自己と他者との差別的な取扱いを正当化しようとする場合、自分は自分で他者は他者だから、という論理、つまり自己と他者との個体的同一性における差異に訴えないと正当化ができないような差別は許されない、ということです。いわゆるエゴイズムはダメだ、ということを哲学的に厳密化して表現すると、こうなるわけですね。

さて、ロールズ以降、規範的正義論が再生したとされていますが、実は、どの正義構想が良いかという問題に関心が集中し、競合する正義の諸構想

に対する共通制約原理たる普遍化要請が持つ規範的含意は、これまでちゃんと探究されてこなかった。これを類型化要請や単なる論理的全称命題による正当化要請と混同して形式的に無内容だ、という的外な批判もなされたりしますが、拙著『法という企て』（東京大学出版会、2003年）の第1章で、その具体的な意義や含意について論じています。たとえばフリーライダーは禁止され、ダブルスタンダードも許されなくなり、個人のエゴイズムのみならず集団のエゴイズムも禁じられます。それからいわゆる既得権益（vested interest）も権利とは峻別されて斥けられます。このように具体的な含意が色々あるのですが、その中で正義概念の派生的含意であるが、一般性が最も高いものが、「反転可能性（reversibility）」の要請です。

（ii）位置の反転可能性から視点の反転可能性へ

「自分が他者の立場にあると想像して考えてみなさい（Imagine yourself in the other's place.）」あるいは、「他人の靴を履いてみる」ということがよく言われます。正義の「反転可能性要請」は、この我々の日常的な良識を発展させたものです。ただし、この「反転可能性要請」には二つのレベルがある、ということに注意が必要です。

まず、二つのレベルのうちでよく取り上げられるものが、「位置の反転可能性（positional reversibility）」の要請です。ここでいう「位置（position）」の意味は、個人の身体的属性や能力、地位、どの程度お金や資源を持っているか、環境条件はどうか、といったことを意味します。もし自分が貧乏人だったらそんなことは認められないけど、いまの自分はすごいお金を持っているから OK、などという論証は認められないですね。これは分かりやすいと思います。

しかし、このレベルだけでなくもう一つのレベル、すなわち「視点の反転可能性（perspectival reversibility）」が重要となるのです。このレベルも同時に重視・強調しているのが、私の理論の特質です。その狙いは、自己と他者が、単に能力・属性・地位・環境的条件といった「位置」で異なるだけでなく、宗教や人生理想など価値観に関わる「視点（perspective）」

においても異なるという点を踏まえ、「視点」を実際に相手と置き換えてみることにあるのです。

たとえば、自分がクリスチャンだからこうやっていいとか、自分がユダヤ人だからこうやっていいとか、自分がイスラム教徒だからこうやっていいとか、そうした一方的な主張は許されません。また、基本的な生き方の指針は、こうした抽象的な宗教とは限りません。たとえば自分が冒険的な人生を生きたいからこうだとか、自分は石橋叩いて渡りたいからこうだとかいうものも含まれます。自分の生き方と他者の生き方が違うってことを分かった上で、自分と違う生き方をしている他者の「視点」に自分の身を置いて考えてみなさい、ということですね。

もしそうしないと、おかしいことになってしまいます。皆さん、黄金率というのは聞いたことがありますよね。キリスト教の世界でよく言われておりますが、Do to others as you would be done by. (あなたがされたいように他人にもしなさい) というものです。儒教の世界では、「己の欲せざるところ、人に施す勿れ」と否定形で言われていますね。否定形か肯定形かは違いますが、重視する基本は同じです。自分がされたいようにしなさい、自分がされたくないことはしない、というわけです。これは、「位置の反転可能性」だけについてだと解釈されることが多いのですが、そうすると変なことになります。

私がよく挙げる例で説明しましょう。私がマゾヒストだとします。そして今日のような暑い日にこの綺麗なキャンパスを散歩していたら、ある木の日陰のところにベンチを見つけました。そこには私と同じような年恰好の老教授が寝ています。もし私がこの老教授の「位置」にいたら、気持ちのよいたた寝から、杖でバシッと叩かれて激痛と共に目が覚めると気持ちがいいだろうな、と考えるでしょう。私はちょうど杖を持っていました。さて、私は心地よく寝ているおじさんをバシッと叩いてもよいでしょうか？ あなたがされたいように人にもしなさい、というのと、そうやってしまわないか？

もっと深刻な例も挙げておきましょう。私はもう人生に絶望していて、

自殺したいと考えているとします。しかし、自分の手で自分を殺す勇気はありません。ピストルを撃つのも怖いしナイフで腹を切るのも痛そうでいやだ。自分が気づかないときに他人がそっと自分を死なせてくれるといいな、という他力本願的自殺願望者だとします。そんなあるとき、東大の近くにある御茶ノ水駅のホーム——狭くってよく事故が起こるのですが——の角に、私と同じような年恰好のおじさんが、しょぼくくて猫背ぎみにぼーっと線路を見つめているのを発見します。私はそれを見て、ああそうか君も人生に絶望しているんだな、と考え、私は後ろにそっと寄って行って線路に突き落とすわけです。これは許されるでしょうか？

あなたがされたいように他人にもしなさい、ということなら、そういうことになってしまうように思われるのですが、これは何かおかしいでしょう。この解釈は、「位置」だけを反転させているからおかしなことになるのです。実は「視点」を変えなければならないのですね。Do to others as you would be done by. (あなたがされたいように他人にもしなさい) という表現に立ち返ってみると、この「would」が重要なのです。ここで使われている would は would want to be を意味しますが、本来は反実仮想の条件文の後件になる文の動詞に適用される助動詞であって、if で示される条件節を前提しています。ここではその条件節が省略されているのです。私は実際には他者ではないが、もし他者だとしたら、という反実仮想条件的思考方法を示しています。このとき、私の「視点」を勝手に他者に投影してはいけません。他者の「視点」は私の「視点」とは異なります。他者は私と異なりマゾヒストでも他力本願的自殺願望者ではないとして、その他者の視点に立っても私の他者に対する行動は正当化可能かを問わなければならない。

重要なのは、このような反転可能性要請は、自己と他者の普遍化不可能な差別の禁止と言う正義概念の要請である以上、自己と他者双方に対称的に課されるということです。したがって、反転可能性要請は正確には次のように定式化されます。

他者に対する自己の行動・要請が、自己と他者の位置と視点を反転させ

講演会

でも、他者もまた同じ反転可能性要請を自らに課すなら、拒否できない理由によって正当化可能か否かを批判的に吟味せよ。

以上のように理解された正義の反転可能性要請が、位置と視点双方における自己と他者の差異を承認しつつ、このような差異の承認から不当な差別を切断して、自己と他者との公正な共生の在り方を追求するための根本的指針になると私は考えます。それは、主流派集団への同化を受容しない限り同権化されないとする反差異化論も陥り得る不当な差別に対しては、主流派の社会的に優勢な位置と彼らの視点が、被差別集団の劣勢な位置と後者の視点と反転されても、これがなお正当化可能か否かを主流派に自己批判的に吟味させることにより克服することを可能にします。また、自らより強大な集団からの同化圧力を拒否しながら、自集団の内なる異端者に対して同化圧力をかけるという反同化論も陥り得る欺瞞を暴き是正する指針にもなります。

時間が尽きたので、本講演は以上の総論で終えることにします。各論については私見の基本はレジュメに示しましたので、それをご参照ください。

〔補記〕

見崎准教授から、講演後、受講者の学生がレポートで次のようなコメントを付していることを御教示いただいた。

重箱の隅をつつくような指摘であるが、井上達夫先生は「反差異化論から分離した反動化論」の話題の中で、故マイケル・ジャクソン氏を例に挙げたが、故マイケル・ジャクソン氏は尋常性白斑を患っており、彼の肌は白斑を隠し肌色を均一に見せる化粧ゆえの白さであるから、白人社会へ受け入れてもらおうと自己の黒人性を希薄化させた例として挙げるのは不適切であると思われる。

このコメントは私の議論の基調を批判するものではなく、マイケル・ジャクソンの例が例証として不適切であることを指摘するものであるが、私の説明不足を指摘してくれている点でありがたいコメントである。指摘され

た学生の方に感謝したい。

マイケル・ジャクソンが1993年に、人気司会者オプラ・ウィンフリーとの対談で、尋常性白斑という皮膚の病気を患っていることを公表するまでは、彼の肌の「白色化」に対し本文で述べたような批判が黒人社会の一部からなされていたのが、公表後はそれが沈静化したのは事実である。しかし、なお拭いきれない「疑念」が残っていることも事実である。

まず、「彼の肌は白斑を隠し肌色を均一に見せる化粧ゆえの白さである」という指摘は問題の核心を必ずしも突いていない。尋常性白斑を隠す化粧は通常、白斑部を本来の皮膚の色と同じ色にするカヴァーメイクだから、本来の肌の方をわざわざ白くカヴァーメイクするのは白色化志向に起因すると見られる可能性がなおある。白斑部のカヴァーメイクに使うコンシーラーは製品によっては刺激性が強いものがあるだろうが、それは本来の肌を白くするカヴァーメイクでも起こり得る問題であり、いずれにせよ、コンシーラーを無害な質のものに調整すれば済む。

実は、ジャクソンが自分の本来の肌を白色化したのは、カヴァーメイクのコンシーラーによる化粧ではなく、ハイドロキノンモノベンジルエーテルという強力な脱色素作用を持つ薬剤を使った医学的処置という推測もある（参照、<https://www.sakura-clinic.jp/blog/5786/>）。この方法は、白斑部分が大きくなり、白斑部分のカヴァーメイクで隠すより、地の肌を脱色する方が容易な場合に採られる可能性があるようである。ただ、メラニン色素を作る細胞を強力に抑制し、使用された地の肌は永久脱色されるため、紫外線に対する自衛力が弱くなり、皮膚癌発生のリスクの増加などそれに伴う副作用もあり、若い人はあまり使わず、使うとしたら老人が多いとも言われている。ジャクソンがああ若さで、面倒だとしても医学的に安全な白斑部分のカヴァーメイクではなく、このような健康リスクのある薬剤を使ってまで、肌に見える部分を全部白色化することを選択したのだとしたら、その動機には単に「白斑を隠して肌の色を統一する」という理由以外に、「白くなりたい」という思いもあったのかもしれない。

しかし、以上は推測の域を出ないので、いずれにせよ論議の余地のある

講演会

マイケル・ジャクソンの肌の白色化を、私が十分な説明をせずに例に挙げたのは不適切であった。補足説明の機会を与えてくれた上記学生の指摘に改めて感謝する。

名城大学法学会講演会 2024. 6. 14

差異と平等——違いを認めあって共生するなんて、本当にできるのか？

井上 達夫

はじめに

I 平等論（反差別論）における〈反差異化論〉と〈反同化論〉の錯綜

1 反差異化論

「私たちはあなたたちと同じ人間なのに、私たちを異質だとして差別するのは止めてください」

主流派集団が、被差別集団の「差異」を捏造して、後者に対する差別と排除を合理化することへの被差別集団の批判

他者蔑視の本質主義(other-degrading essentialism)：主流派集団が被差別集団の一定の「偶有性(contingent features)」を、主流派集団に対する被差別集団の解消不可能な劣弱性を示す「負の本質(the negative essence)」とみなし、それによって被差別集団に対する差別的な取り扱いを合理的なものとして正当化する

反差異化論の戦略：主流派集団が被差別集団を差別し排除するために後者に刻印した「負の本質」の存在を否定し、主流派集団に被差別集団を同じ人間として対等に受容させる

→**平等な統合主義：**主流派集団社会への被差別集団の対等な参加による両者の社会統合の促進

反人種主義：「肌の色」や「人種」の違いにかかわらず、人はみな同じ人間だから平等

人権(human rights)＝人間の権利で、人権の享有資格たる人間性にとって「人種」は非本質的な偶有性→人種の偏見を超えた社会統合：分離主義(Separate but equal)の否定

フェミニズム：「性差」の脱本質化

第一波フェミニズム：男女の性差を、人権享有資格たる人間性にとって非本質的な偶有性とみなし、人権を「男権」にすり替えた「リベラリズムの言行不一致」を批判する

第二波フェミニズム：男女の性差は自然的属性ではなく、性別分業と家父長制的支配を合理化するために社会的に構築された「性別ステロタイプ(gender stereotypes)」に過ぎず、それを産出・再生産している場が「家庭」。リベラリズムは家庭生活を「私事」とみなして公共的規制から外すことにより、「性別ステロタイプ」の再生産による性差別合理化に加担した。リベラリズムの欠陥は「言行不一致」ではなく「言」(思想)自体にあり、その思想が性差別の原因だと批判する(この批判への再批判として、井上『普遍の再生』第6章参照)

脱障害論：「障害者」の概念自体が「障害者」を「健常者」より本質的に劣弱な存在とみなす偏見を孕み、それが障害者差別を「障害者保護」の名で合理化していることを批判する

→「障害」は自然的属性ではなく、社会的活動のルールと環境空間が「健常者」に有利なように設計されていることの帰結であり、社会的に構築されたものである

その政策的含意：

Normalization(社会正常化)論：障害者を保護の名で社会生活から隔離せず、健常者と対等に社会参加できるよう、社会的活動のルールと環境空間を設計し直す

障害者の法的無能力化の是正：私法的行為能力について、禁治産・準禁治産制度を廃止し成年後見制度に移行した。刑事責任能力も再検討すべきか？

講演会

2 反同化論

「あなたたちの生き方を人間性の名で私たちに押し付けて、あなたたちと異なる私たちの生き方を否定するのは止めてください」

主流派集団が、被差別集団の「差異」（民族・文化・宗教・性的指向性などにおける独自性）を否定して、後者を自集団に「同化」して吸収しようとし、そのために被差別集団の成員で同化を拒否する者を差別し抑圧することへの被差別集団の批判

自己聖化的本質主義(self-sanctifying essentialism)：主流派集団が自集団に特有の文化・習俗・

信仰・家族形態などを「人間本性 (human nature)」に根差すもの、すなわち、あるべき人間の「正の本質 (the positive essence)」として神聖化し、それと異なる被差別集団の生き方を「未開」で「野蛮」な風俗、あるいは「人道に悖る墮落・腐敗」とみなして差別抑圧する

反同化論の戦略：主流派集団が自己を神聖化するために固執する人間の「正の本質」なるものが、主流派集団の特異な選好・偏執に過ぎず、何ら普遍的妥当性をもたないことを暴露する

→**平等な分離主義**：主流派集団による同化吸収圧力から被差別集団を解放し、両集団が対等な社会集団として、それぞれの独自の生活形式を営む社会空間を保持する権利を尊重しあう

多文化主義(Multiculturalism)：主流派集団の文化的同化圧力に対する文化的少数派の保護のために、一定の文化的少数派優遇措置を擁護する（井上『普遍の再生』第5章参照）

共同体論的多文化主義：文化的少数派集団の「集团的権利 (group rights)」として、文化的

自己保存権を主張→少数派集団内部の異端の諸個人の個人権の制約 Ex. Charles Taylor

リベラルな多文化主義：個人権としての自由・平等を実質化する条件として、経済的基盤だけでなく、文化的基盤を重視→文化的少数派の「対外的保護 (external protections)」は認めるが「対内的制約 (internal restrictions)」は否定 Ex. Will Kymlicka

多文化主義の屈折的展開：多文化主義と対立する立場による多文化主義の論理の転用

差異のナショナリズム：グローバル化の外圧で自国文化（自国の主流派文化）が危機に瀕しているとし、自国の文化的差異への権利を守るという理由で、文化的少数派差別、移民排斥、文化的輸入規制などを正当化する Ex. ル・ペン（父）党首時代のフランスの国民戦線（娘のル・ペンが党首になった後、国民連合に改称、同性愛容認など「軟化」傾向もあり）

アジアの価値論：経済発展で自信をつけたアジアの権威主義体制の国家（中国、マレーシア、シンガポールなど）が、国内の人権侵害に対する欧米諸国の批判を「文化的帝国主義 (cultural imperialism)」として斥け、市民的政治の人権重視は欧米の文化的特異性にすぎず、アジアにはアジアの文化的・文明的特性に応じたアジアの流儀があるとして、民主化勢力・反政府勢力弾圧を正当化する（井上『普遍の再生』第2章参照）

反差異化論から分離した反同化論：主流派集団への「同化による同権化」を拒否し、被差別集団が自らの差異を、主流派から烙印された「負の本質」ではなく、自らの自尊の基盤となる文化的アイデンティティとして再定義する

Black is beautiful 運動：白人と同じ行動様式に順応して自己の「黒人性」を希薄化させる

ことで白人に受け入れてもらうことを「内面化された人種主義 (internalized racism)」として拒否し、自己の黒人性を審美的・文化的に誇りにできる積極的価値として社会的・政治的に主張することを要請する（Oreo Cookie 批判）→「黒人性」の内的多様性問題

差異としての障害肯定論：健常者と同等な社会参加を目指すだけでは、「障害」が克服すべき欠陥だとする偏見を引きずり、障害の程度と質が多様な障害者の内部に新たな序列と差別を生むとし、様々な障害を持って生きること、文化の多様性と同様な「人間的生の多様性」をなす差異として積極的に肯定する。Ex. 口話優先主義から手話の復権へ（先駆者：高橋潔 1887-1958 参照、山本おさむ『わが指のオーケストラ』→「手話言語を話す文化的少数者」としての「聾者」→聾者夫婦の間の聴覚力ある子の権利の問題

3 差異と平等を統合するための視角と原理

反差異化論と反同化論の関係修復：対立から相補的統合へ

- ①主流派集団の他者蔑視の本質主義も自己聖化的本質主義もともに斥けるべきで、前者を批判する反差異化論と、後者を批判する反同化論はいずれも必要
- ②反差異化論と反同化論は、それぞれ間違った方向に極端化する陥穽を抱えているが、互いに他方に対して、その陥穽に継承を鳴らし、そこからの脱出口を示す制御機能を果たし得る

反差異化論の陥穽：人間性一般に還元できない特殊な差異の受容・尊重を、差別の源泉として敵視・排除する傾向→主流派集団に対する差異を受容する被差別集団の成員を「意識の遅れた者」として蔑視することにより、主流派集団の自己聖化的本質主義に同化してしまう（白人のように生きないと黒人は対等化されない、男のように生きないと女は対等化されない、etc.)

反同化論の陥穽：主流派集団に対抗する少数派集団の差異を、少数派集団のアイデンティティの基盤として神聖化し、「内なる差異」を隠蔽抑圧する傾向→「内なる異端者」・「内なる少数者」が少数派集団の支配的価値を批判し修正発展させる権利（主流派と少数派の差異を超えた普遍的な人権としての「自己のアイデンティティを問直す権利」）を侵犯してしまう

差異と差別の切断：差異が差別を正当化されると思われるのは、差異自体の問題ではなく、差異によって差別を合理化する「論理」の歪みの問題。この歪みを暴くことによって、差異の承認を差別の合理化から切断することが必要

- ・「弱者保護」を口実にした強者の既得権擁護：強者による「弱者」の差異の欺瞞的な利用
- ・エイズ・リスクによる同性愛者差別：high-risk action と high-risk group との摩り替え
- ・代理変数 (proxies) による差別の合理化：代理変数を有効化する不正な社会実践の放置

正義の基底性：公正な他者受容と批判的自己吟味の原理としての正義概念の再定位

対立競合する**正義の特殊構想 (Conceptions of Justice)** ——功利主義、リバタリアニズム、平等優位論 etc.——に貫通する共通制約原理としての**正義概念 (the Concept of Justice)**

根本原理：普遍化要請＝普遍化不可能な差別 (non-universalizable discriminations) の排除
 最重要な派生的定理：反転可能性 (reversibility) 要請

位置の反転可能性 (positional reversibility)：自己の他者に対する要求や行動が、自己と他者の位置（身体的属性、能力、保有資源、環境等々）を反転させたとしても、他者も同様な反転可能性テストを自らに課すならば拒否できないような理由によって正当化可能か否かを自己批判的に吟味せよ

視点の反転可能性 (perspectival reversibility)：自己の他者に対する要求や行動が、自己と他者の視点（人々の生き方の指針）を反転させたとしても、他者も同様な反転可能性テストを自らに課すならば拒否できないような理由によって正当化可能か否かを自己批判的に吟味せよ→その更なる帰結：**反卓越主義 (anti-perfectionism)**＝善き生の特殊構想に対する正義原理の独立正当化可能性と制約性の要請

正義への誤解を正す：「正義は他者を裁き、断罪して、自己を他者に優越する存在として絶対化するイデオロギーである」とする正義批判は、正義に対する根本的な誤解に根差す。正義は、自己と異なる他者の位置と視点に配慮して自己の他者に対する要求・行動を自己批判的に再検討することを要請するとともに、この要請を自他双方に対称的に課すことによって、一方的な他者の抑圧排除（自己への他者の同化吸収）も、一方的な自己放棄（他者への自己の同化順応）も超えた、異なる者たちの公正な共生の枠組を構築するための規範的指針である（参照、井上『共生の作法』、同『他者への自由』）

講演会

II 性的指向・性自認 (SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity) における差異と平等

1 同性愛者の権利と婚姻制度変革

欧米・キリスト教圏における同性愛嫌悪(homophobia)の執拗性と同性愛者の権利拡張の急激性

英国で同性愛脱罪化は 1967 年に始まり 1982 年完遂、米国では、1986 年に Bowers v. Hardwick 事件連邦最高裁判決でジョージア州反ソドミー法が合憲とされ、2003 年の Lawrence v. Texas 事件連邦最高裁判決でこれが覆される。以後、急速に同性愛者の権利保護が進み、米国では連邦最高裁が 2013 年に同性婚を排除する連邦法を違憲とし、2015 年に同性婚排除の州法も違憲とした。2000 年代に入ってから同性婚を承認する国々がオランダ (2001 年) を皮切りに急速に増え、2024 年承認のエストニアとギリシャに至るまで、37 カ国が承認している (欧州 21 カ国、南北アメリカ 11 カ国、オセアニア 2 カ国、アジア 2 カ国、アフリカ 1 カ国)。

【補注】プロテスタント系国家だけでなく、カトリックが多数派の諸国 (ブラジル・アルゼンチンをはじめとする中南米諸国や、スペイン、ポルトガル、フランス、アイルランド、オーストリアなどの欧州諸国) も多く含まれる。非キリスト教圏ではネパールと台湾が承認。同性愛を脱罪化したが同性婚承認には至らない国がなお多い。ただし、イスラム国家では同性愛は死刑を含む重罰により禁圧されている

同性愛者の権利の哲学的正当化根拠

保守的論拠: 同性愛者も家族的・共同体的結束を尊重し実践できるから保護すべき

リベラルな論拠: 同性愛者差別は正義の普遍化要請とその派生原理たる反卓越主義に反する

反卓越主義 (anti-perfectionism): 異性愛という特殊な善き生の構想の強要を禁止

同性婚否定論拠 (同性愛者の乱婚性・生殖不能性等々) の欺瞞: 異性愛者に適用されない点

で普遍化不可能な差別→Michael Sandel の転向: 保守的論拠からリベラルな論拠へ

同性婚擁護者による同性婚の特権化: 非単婚の婚姻に対する差別への加担

同性婚擁護論者には、異性婚主義には反対しながら、単婚を婚姻の本質とし、一夫多妻制・一妻多夫制・群婚制など**非単婚の婚姻**を否定して一夫一妻制論者と連携する哲学者もいる (Ex. Stephen Macedo)。政治的にも、同性愛者運動団体は、非単婚の婚姻制については明示的に反対しなくても沈黙していることが多い。2000 年以降、欧米を中心に同性婚承認が広がったのは、単婚の枠にとどまる同性婚までは受け入れることにより、非単婚制は排除して、伝統的婚姻制度からの乖離を最小化しようとする保守的勢力の思惑と、同性婚擁護論者の思惑が合致したことによるとして、同性婚承認を、非単婚差別の隠れ蓑とみなして批判する者もいる

家族法の脱婚姻の再定義: 法律婚からの婚姻の解放と家族法の解放

「法律婚」によって婚姻形態を法的に制限することを止め**婚姻を契約化**して多様な婚姻形態を可能にすると同時に、家族法を**ケアする家族とケアされる家族との関係を規律する法制度**として再定義する (Ex. Martha Fineman) →婚姻の無制約化ではなく、契約一般に課される公序良俗のような強行法規的規制は承認するが、公序良俗を伝統的婚姻と切り離し、当事者の尊厳・自律・平等の尊重などの憲法的価値によって再定義する。婚姻当事者の交渉能力の非対称性の問題は、他の契約当事者の場合と同様、社会保障法や公正競争法など外枠的制度で対応する

2 トランスジェンダー (TG) の権利——議論の皮相化と混乱を超えて

女なりすまし男の女性への危害を喧伝する TG 権利非難は不当な誇張 (2023.7.11 最高裁第 3 小法廷判決参照)。性別ステロタイプ再生産への TG の加担がフェミニズムの TG 批判の眼目→「差異と差別の切斷」の論理により性差と性差別を切斷することで応答可能。性同一性障害特例法は TG にとつても悪法 (2023.10.25 最高裁大法廷決定参照) だが、変革の出发点。性多様性理解増進法: 理念法だが政府に基本計画の策定・見直し・実施状況報告義務、事業主と学校に努力義務を課す点で重要。**根本的問題は性別を法的範疇として残すことの可否と、TG と交流したくない者の権利の限界確定**